

●香川県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年9月15日から同年10月5日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上字上生山 1373番2地先から 高松市塩江町安原上字上生山 1345番1地先まで	8.9~43.5	292	平成25年8月2日付け香川県告示第352号の一部

- 4 供用開始の期日 令和5年9月15日